

「ご結婚披露宴規約」

ホテルニューオータニ博多では、結婚披露宴のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下のとおり規約を定めておりますので、予めご了承ください。

第1条 申込金

結婚式、結婚披露宴、又は婚礼のため宴会場の利用(以下、「披露宴等」という)の申込みをされる場合、申込者様には、連帯して、申込み時に申込金として金10万円をお支払いいただきます。

第2条 費用

- (1) 申込者様には、連帯して、見積概算金額(当ホテルにて作成)を披露宴等開催日の7日前までに、現金又は当ホテル指定の銀行に振込む方法によりお支払いいただきます。
- (2) 見積概算金額から不足金が発生した場合には、申込者様には、連帯して、開催日から14日以内に当ホテルからの請求に応じて不足金をお支払いいただきます。見積概算金額から剰余金が出た場合には、当ホテルは開催日から14日以内に、見積概算金額をお支払い頂いた申込者様に対して剰余金をご返金致します。

第3条 披露宴等時間と追加部屋料

ご披露宴会場等のご使用時間開始から終了までのご契約時間(原則2時間30分)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、このご披露宴時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。

但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

第4条 有料人数の確認

- (1) 申込者様は、料理を必要とする人数(以下「有料人数」とする)の最終的な数を、披露宴等開催2日前の正午までに当ホテルの担当係員にご連絡ください。
- (2) 披露宴等開催2日前の正午以降に有料人数が減少した場合でも、申込者様には披露宴等開催2日前の正午に当ホテル担当係員が連絡を受けていた有料人数分に応じた料金をお支払頂きます。

第5条 披露宴の取消料

申込時以降に披露宴等の契約を取り消し、又は申込書記載の内容を変更される場合には、申込者様には、連帯して、下記の取消料又は変更料及び取消又は変更日までに当ホテルが負担した実費(印刷費用等)をお支払頂きます。

	取り消し料	期日変更料
ご披露宴の申込日から120日前まで	申込金の全額	申込金の全額と実費諸費用
ご披露宴当日の119日前から70日前まで	申込金の全額とセット料金の20%	申込金の全額とセット料金の20%
ご披露宴当日の69日前から50日前まで	申込金の全額とセット料金の30%	申込金の全額とセット料金の30%
ご披露宴当日の49日前から30日前まで	申込金の全額とセット料金の40%	申込金の全額とセット料金の40%
ご披露宴当日の29日前から10日前まで	申込金の全額とセット料金の50%	申込金の全額とセット料金の50%
ご披露宴当日の9日前から前日まで	ご披露宴見積額の80%	ご披露宴見積額の全額
ご披露宴当日	ご披露宴見積額の全額	ご披露宴見積額の全額

*取り消し、期日変更がご披露宴当日より1年以前の場合は、取り消し料・変更料は頂戴いたしません。

*ご披露宴当日の10日前まで印刷物等実費がかかっておりますものは別途請求させていただきます。

*セット料金については見積書をご確認ください。

第6条 装飾・装花・余興等の手配

- (1) 披露宴等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、引出物等については、事前に当ホテルの了解を得た場合を除き、当ホテル指定の業者を利用して頂きます。なお、事前に当ホテルの了解を得て他の業者を利用する場合でも、他の利用者の迷惑となる聲音を発する楽器(太鼓・ドラム等)は差し控えてください。
- (2) 当ホテルの事前の了解を得た上で申込者様が他の業者を利用される場合、当該業者が行う披露宴等に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出又は看板のサイズ、その取り付け方法等の決定、あるいは設置場所等については、当ホテルの指示に従っていただくようお願い致します。

第7条 損害賠償

お客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり損傷しないよう充分にご注意ください。

もし、施設、什器備品等に損傷など損害が発生した場合は、その修理に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて、速やかに修理を行うか、又は損害賠償金をご負担いただきます。

第8条 駐車場

披露宴等出席者は当ホテル駐車場を2時間まで無料で利用して頂くことができます。2時間を超過した場合は、当該出席者には30分につき200円の駐車料金をお支払頂きます。

第9条 禁止事項

- 申込者様、披露宴出席者等は、次に掲げる行為はご遠慮ください。
- ① 犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み
 - ② 申込書記載の使用目的以外での利用
 - ③ 公序良俗に反する行為及び他の利用者の迷惑になる言動
 - ④ 悪臭を発するものの持込
 - ⑤ 発火又は引火性の物品等危険物の持込み
 - ⑥ 備付品の移動
 - ⑦ その他、法令で禁じられている行為

第10条 解約

次に掲げる事情が生じた場合には、当ホテルは、披露宴等の契約を解約することができ、この場合、当ホテルは解約による損害賠償義務を負わないこととさせて頂きます。

- ① 披露宴等の出席者が法令又は公序良俗に反する行為を行う恐れがあると当ホテルが判断した場合
- ② 暴力団並びにその関係者と認められた場合
- ③ 他の利用者に迷惑をかける恐れがあると当ホテルが判断した場合
- ④ 申込者様又は申込者様の指定した業者が本規約に違反した場合